

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（信用協同組合等におけるバンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置）

第二条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前においても、この告示による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。））第八条の十五又は第十六条の十五の規定の例により、バンキング勘定とト

レーディング勘定の境界に関する届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、適用日において第八条の十五又は第十六条の十五の規定によりされたものとみなす。

（信用協同組合等における標準的方式を用いるトレーディング・デスクの届出に関する経過措置）

第三条 前条の規定は、標準的方式（新信組告示第一条第十号の四に規定する標準的方式をいう。以下この条において同じ。）を用いるトレーディングに関する届出を行う信用協同組合等について準用する。この場合において、前条中「第八条の十五、又は第十六条の十五」とあるのは「第二百四十六条の九の七」と、「バッキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式を用いるトレーディング・デスク」と読み替えるものとする。

（信用協同組合等における内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの承認申請に関する経過措置）

第四条 信用協同組合等は、適用日前においても、新信組告示第二百四十六条の九の四の規定の例により、内部モデル方式（新信組告示第一条第十一号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに関する承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、適用日前においても、信用協同組合等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新信組告示第二百四十六条の九の五の規定により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認は、適用日において新信組告示第二百四十六条の九の五の規定によりされたものとみなす。

（信用協同組合等における内部モデル方式の承認申請に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする信用協同組合等について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百四十六条の九の四」とあるのは「第二百四十六条の十の二」と、「内部モデル方式を用いるトレーデ

イング・デスク」とあるのは「内部モデル方式」と、同条第二項中「第二百四十六條の九の五」とあるのは「第二百四十六條十の三」と読み替えるものとする。
(信用協同組合における損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に係る経過措置)

第六條 内部モデル方式を採用する信用協同組合等（新信組告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式を採用する信用協同組合等をいう。）は、新信組告示第二百四十六條の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経過するまでの間は、損益要因分析テスト（新信組告示第一条第九十二号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。